

2020年12月11日

厚生労働大臣 田村 憲久 様
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長 佐々木孝治 様
同省社会・援護局障害保健福祉部地域福祉課長 岡河 義孝 様
同省老健局高齢者支援課長 齋藤 良太 様

認定NPO法人大阪精神医療人権センター
代表理事 位田浩 ・大槻和夫
〒530-0047
大阪市北区西天満5丁目9番5号 谷山ビル9階
TEL (06) 6313-2003・FAX (06) 6313-0058
E-mail advocacy@pearl.ocn.ne.jp

神出病院の集団虐待事件に関する要請書

貴職らにおかれましては、日頃より精神科医療機関における人権擁護と医療の充実のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、今年3月に神戸市西区にある精神科病院・神出病院において複数の入院者に対する重大な虐待事件が発覚し、看護師ら6人が逮捕され、有罪判決を受けました。同病院では以前から虐待が常態化し、これに気付いている職員がいたにもかかわらず、これまで外部に伝わることはありませんでした。

精神科病院における入院者虐待事件は毎年のように起こっています。当センターに寄せられる相談からしても、発覚するのはその一部にすぎません。精神科病院にはその閉鎖性から虐待の起こり得る構造的な問題があります。神出病院の事件を例外的な事案とみることは決してできません。

精神科病院においても、入院者の個人の尊厳を基礎とする適正な医療が提供されなければならないことはいうまでもなく、入院者への虐待行為の防止をはかるとともに、虐待の早期発見・早期対応が求められています。

そこで、精神科病院における虐待事件が二度と起こらないようにするため、下記の点につき積極的に推進されることを要請いたします。

記

- 1 精神科病床を有する医療機関における虐待について、被虐待者の早期発見・早期救済を図るため、障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法を改正し、医療機関を通報義務等の適用対象とすること
- 2 大阪府で行われている「療養環境サポーター制度」のような入院者の立場に寄り添った第三者が精神科病院を訪問する権利擁護活動を制度化すること

以上